

その他商品・サービス等取引を含む LP ガス供給契約約款

1. LP ガスの種類	お届けする LP ガスの種類は「い号」といい、家庭用・業務用に最も適した品質の LP ガスです。
2. LP ガス設備区分	LP ガス設備は、容器からメータの出口までの設備を「供給設備」、メータ出口からお客側側の設備等を「消費設備」といいます。又、重量販売の場合は、容器から燃焼器具までの設備が「消費設備」です。
3. LP ガスの引渡しの方法	(1) メータ (体積) 販売 LP ガスを充填した容器をガス切れの生じないよう計画した配達日に、当店 (社) 又は当店 (社) が委託した配達業者が速やかに配達し、供給設備に接続して LP ガスの供給をいたします。ただし内容積 8 リットル以下 (充填量 3 kg 以下) の LP ガスの容器に調整器を取り付けて LP ガスを供給する場合は、この限りではありません。ガスメータによる販売は、ガスメータ出口をもってお引渡し箇所といたします。検針は毎月 1 回計量法により実施し、使用量により代金を請求します。 (2) 重量販売 LP ガスの正味重量を表示した容器でお引渡しして料金表により料金をいただきます。この際、容器中の残ガスの引取りについては、お客様の立会いのもとに残量に相当する金額を精算させていただきます。
4. LP ガス料金	LP ガス料金は、LP ガスの使用が可能となった日から適用し、基本料金と従量料金からなる『LP ガス料金表』に基づいて毎月社支払いいただきます。 ※基本料金は、供給設備とその工事費用、保安維持費用、検針・集金費用及びこれらの費用に関する管理費用で、LP ガスを使用しなくても毎月定額でお支払いいただく料金です。 ※従量料金は、基本料金費用を除く原料費、販売経費等の全ての費用で、LP ガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。 ※貸付け設備料金は、消費設備を当店 (社) が所有し、お客様にお貸ししている場合にお支払いいただく料金です。なおこの料金は、別紙『LP ガス消費設備等の利用に関する契約書』に記載された内容とします。 なお、当店 (社) が料金の値上げ、又は値下げを行なう場合には、その都度、理由を付して変更になった『LP ガス料金表』を改めて交付いたします。
5. LP ガス設備の点検・調査等の保安業務の実施とその責任	(1) LP ガス設備の保安点検・調査は、表紙通知書の『LP ガス保安業務』に記載のとおり保安業務区分毎に当店 (社) 又は当店 (社) が委託している保安機関が実施します。 (2) 供給設備維持管理は、当店 (社) の責任で行ないます。消費設備は、基本的にお客様に責任をもって管理していただきます。お客様は、LP ガスを安全にご利用いただくための周知書面や消費設備の取り扱い説明書の内容を守り、LP ガスを正しくご利用いただきたいと思います。 (3) 点検・調査の結果については、書面をもってお客様に通知します。不備な箇所が明らかになった場合は速やかに改善されるようお願いいたします。改善されなかったことにより発生した事故や損害についてはお客様の責任になります。さらに保安業務実施後に消費設備を変更される場合は速やかに当店 (社) までお知らせください。ご連絡なく変更によって発生した事故や損害については、お客様の責任となります。 (4) 表紙保安業務のほか、当店 (社) は供給設備のガスメータの交換等、又ご依頼があれば燃焼器具等の設置、修理、交換、又は、配管の手直し延長等の設備工事を行い、工事終了後は配管の漏洩試験を実施して安全の確認を行います。 (5) 保安業務の実施に関する責任等 表紙記載の保安機関の保安業務の実施に関する責任については、当該業務を実施した保安機関並びに当店 (社) が負います。なお、表紙記載の保安業務区分『④定期消費設備調査』を行なうため、保安機関がお客様のところへ伺いいたしますが、ご不在のため実施できない場合ご不在連絡票を発行し都合の良い日に再び伺いいたしますが、その日もご不在の場合は、お客様が責任を持って管理されるようお願いいたします。
6. LP ガス設備の所有関係	(1) お客様所有の消費設備は『LP ガス設備確認書』欄『A』で記入された部分です。 (2) 当店 (社) 所有の供給設備、消費設備は、表紙『LP ガス設備確認書』に『B』を付した部分となります。
7. LP ガス設備の費用負担	(1) 当店 (社) 所有の供給設備費用は、お客様からいただく月々の基本料金に含まれます。 (2) お客様が費用を負担した消費設備は、LP ガス料金に含まれません。 ただし、当店 (社) が所有する消費設備は、LP ガス貸付け設備料金として、お客様に別紙の『LP ガス消費設備等の利用に関する契約書』に基づきお支払いいただきます。 (3) 当店 (社) が所有する消費設備の LP ガス設備料金は、『LP ガス消費設備等の利用に関する契約書』のとおりですのでご確認ください。なお、当店 (社) が所有する消費設備は、お客様はいつでも買い取る事ができます。
8. LP ガス設備の設置・変更・修繕等の費用負担	(1) 供給設備の設置・変更・修繕等が発生した場合の費用は、その事情が当店 (社) による場合は当店 (社) の負担とします。ただし、お客様による場合は、当店 (社) が費用を負担した上で、当店 (社) は、お客様の LP ガス基本料金を変更できることとします。 (2) 消費設備に設置・変更・修繕等が発生した場合の費用は、お客様の負担となります。ただし当店 (社) が所有する消費設備に設置・変更・修繕等が発生し当店 (社) がその費用を負担した場合は、貸付け設備料金を変更できることとします。
9. LP ガス供給制限又は停止	次の場合には、お客様への LP ガスの供給を制限したり、停止することがあります。 (1) 地震、水害等の災害やその他不可抗力による場合。 (2) LP ガス設備に不備があり、使用上危険な場合。 (3) お客様が LP ガスを不正に使用した場合。 (4) お客様が支払い期限を過ぎても LP ガス料金の支払がない場合。
10. LP ガス供給の解約	(1) 当店 (社) からの解約 ※LP ガス料金等の支払が 2 ヶ月分無く、その後 1 ヶ月経過してもお支払いが無い等当店 (社) が供給継続困難と判断した場合。 ※LP ガスを不正に使用し、その債務のお支払いが無い場合。 なお、LP ガス供給契約解約後もお客様には債務の支払い責任があります。 (2) お客様からの解約 ※LP ガスの使用を中止する場合。 ※当店 (社) 以外の LP ガス事業者に変更する場合。 ただし集合住宅や導管供給によって複数のお客様へ供給している場合、お客様の個別の要請で他の LP ガス事業者への変更はできません。
11. お客様が解約を希望する場合の供給設備及び消費設備撤去に関する取り扱い	(1) 解約は書面でご連絡願います。 (2) お客様及び当店 (社) の了解した解約日には当店 (社) が立会い、LP ガス料金及び撤去費用等の精算を行い閉栓作業を行います。 (3) 当店 (社) が所有する消費設備は『LP ガス消費設備等の利用に関する契約書』の内容に基づき、お客様に残存価格で買取り精算をしていただきます。 (4) 契約解除時の供給設備の取り扱い ① 当店 (社) が所有する供給設備については一週間以内に撤去することを原則としますが、次の場合には供給設備をお客様の敷地内に引き続き置かせていただくことがあります。 ※お客様への LP ガス供給が複数のお客様に対する設備の一つを用いて行われている場合。 ※当該設備が業務用等の大規模設備であって、撤去に膨大な費用、日時を要する場合。 ② お客様が供給設備を当店 (社) から買取りを希望する場合。 ※お客様が当該設備の買取りを希望された場合は、時価相当額で買取っていただきます。 ※その他著しく撤去が困難な場合。ただし、この場合の供給設備は、お客様が当店 (社) から買取り精算していただきます。
12. 防災等についてのお願	(1) 火災発生の場合 直ちに容器バルブを閉め、消防署長など関係者に容器の位置を知らせ、当店 (社) 又は保安機関にもご連絡ください。 (2) 地震が発生した場合 あわてずに使用中の火を消し容器バルブを閉めてください。なお、大きな地震が発生した後は、LP ガス配管やガス機器等からガス漏れがないか、当店 (社) 又は保安機関の点検を受けてからご使用ください。 (3) 水害の恐れがある場合 容器、調整器、配管等が流されないようご注意ください。 なお、水害によって冠水した場合は、当店 (社) 又は保安機関の点検を受けてからご使用ください。 (4) お客様のご利用になる燃焼器具について 新たに LP ガス燃焼器具をご購入して設置される場合は、当店 (社) に必ずご連絡いただきますようお願いいたします。
13. その他商品・サービスの取引	(1) 当店 (社) の取り扱うその他商品・サービスの内、お客様のご希望の物を提供いたします。 (2) 決済は、当店 (社) の認めた場合を除きガスメーターの検針日を締め日とし、ガス料金と同じ決済方法にてお支払い頂きます。 (3) ガス料金に滞納がある場合は、その他商品・サービスの提供をお断りする事があります。この場合、お客様にはそれ以前のその他商品・サービスに対する債務の支払い責任があります。 (4) その他商品・サービスに対するお支払いが滞った場合、当店 (社) の規定に基づき LP ガス供給の停止又は解約をする場合があります。
14. その他	(1) 当店 (社) の取り扱うその他商品・サービスは随時お客様にご案内いたします。 (2) 当契約約款は、必要に応じて変更する場合があります。その場合は変更の都度、ホームページ等にてご案内いたします。